

「収滞納に関する税務事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）について

収滞納に関する税務事務において特定個人情報が適切に取り扱われるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定により、収滞納に関する税務事務を対象とする特定個人情報保護評価書を作成して公表していますが、この度見直しを行いました。

つきましては、見直し後の特定個人情報保護評価書（案）について、市民の皆様からのご意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見は、特定個人情報保護評価書の作成の参考とさせていただくとともに、結果の概要を公表する予定ですが、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

1. 意見募集の対象

収滞納に関する税務事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

【評価書の主な内容】

- 基本情報（事務の内容等）
- 特定個人情報ファイルの概要
- 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- その他のリスク対策
- 開示請求・問い合わせ
- 評価実施手続き

2. 意見募集期限

令和7年9月5日（金曜日）（必着）

（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

3. 資料入手方法

市役所分庁舎（収納課（2階））、市役所本庁舎（情報公開室（2階））、区役所（北区を除く）及び支所、各地域センターにおいて「収滞納に関する税務事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」の閲覧および配布を行います。

また、岡山市のホームページ（トップページ>市政情報>パブリックコメント・アンケート>実施中のパブリックコメント）、でもご覧いただけます。

4. 意見の提出方法・提出先

「収滞納に関する税務事務全項目評価書（案）」に対する意見と住所、氏名、電話番号を記入のうえ、令和7年9月5日（金曜日）（必着）までに直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、収納課にご提出ください。

【提出先】

岡山市財政局税務部収納課

- ◆ 直接持参の場合 岡山市北区大供一丁目2番3号 岡山市役所分庁舎2階収納課
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く、8時30分から17時15分まで）
- ◆ 郵送の場合 〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号
岡山市財政局税務部収納課
- ◆ ファックスの場合 086-803-1761
- ◆ 電子メールの場合 shuunou@city.okayama.lg.jp
（件名に「パブリックコメント」と記入ください。）

【注意事項】

- ご記入いただいた個人情報は、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。
- 書面の様式は問いません。参考様式がありますので、ご活用ください。
- 口頭又は電話でのご意見は受付いたしませんので、ご了承ください。

5. 問合せ先

岡山市財政局税務部収納課 086-803-1191（直通）